

自由都市堺について——ガス・パルヴイレラ書簡

堺さかいの町はたいへん広く、富裕な商人が多数いる。この町はイタリアのヴェネツィアのように会合衆かいごうしゅうという執政官しっせいかんによつておさめられている。

(一五六一〈永禄四〉年書簡)

日本全国でこの堺の町よりも安全なところはない。他国では合戦かっせんがあるがこの町には合戦のあつたことはなく、他国の合戦で敗れた者も勝った者もこの町に移住すると皆平和に暮らし、皆仲良くし合い、他人へ危害を与える人もい

ない。……堺の町はたいへん防備がしっかりしていて、西の方は海があり、またその他は深い堀によって囲まれ、それにはいつも水が満されている。

(一五六二〈永禄五〉年書簡)

(『耶蘇会士日本通信』)

楽市令

安土城下の町中に対する定

- 一 1 この地を楽市らくいちとして命じた上は、いろいろな座の特権・座役・座の雑税などは、すべて免除する。
- 一 3 普請ふしんは免除する。
- 一 8 領国内で徳政を実施しても、この場所では免除する。

(近江八幡市共有文書)

刀狩令

条々

一 諸国の百姓が、刀・脇指・弓・槍・鉄砲、その他の
武具の類を所持することをかたく禁止する。その理由は
農耕に不要な武器をもち、年貢やその他の税を出し渋り、
もしも、一揆を企て、給人に対してけしからぬ行為をす
るような者は、当然処罰される。そうなれば、その所の
田畑は耕作するものがいなくなり、領地は荒廃してしま
う。したがって、国主・給人・代官は、右の武具をすべ

て集め、指し出すようにせよ。

一 2 右のように集めた刀・脇指は無駄にするのではなく、今度、大仏だいぶつを建立するにあたって、その釘くぎや鋸かすがいにつくりなおすのである。そうすれば、現世はいうに及ばず、来世までも百姓は助かるのである。

一 3 百姓は農具だけを持ち、耕作に専念すれば、子々孫々まで長く安泰である。百姓のことを哀れんでこのように命じられたのである。誠に、国土の安全・万民の安楽の基本である。

右の武具は必ず集め、差し上げるようにせよ。

天正十六(一五八八)年七月八日 (秀吉朱印)

(小早川家文書)

奥州平定と太閤検地

一 4 仰せ出された趣旨を、こくじん 国人ならびに百姓たちに納得するように、よくよく申し聞かせよ。もし、納得しない者があるならば、城主であれば城へ追い込み、検地担当の武将たちが連携して一人も残さず撫斬なでぎりにせよ。百姓以下の者まで納得しないならば、一郷でも二郷でもすべて撫斬りにせよ。日本全国六十余州に厳しく申し付けられている上は、出羽・奥州まで粗略に実施してはならない。たとえ、土地を耕す者がいなくなろうとも構わない

ので、趣旨を徹底せよ。山の奥地、海は櫓ろや權かいの続く限りどこへでも、念を入れて実施することが大切である。

天正十八（一五九〇）年八月十二日 （秀吉印）

浅野あさの弾正だんじょう少弼しょうひつ殿へ

（浅野家文書）

バテレン追放令

定

一 1 日本は神国であるのに、キリシタンの国から邪悪な教え(キリスト教)を布教することは、非常によろしくないことである。

一 2 (大名もしくはバテレンが)自分の国郡の者にすすめ、て信者にし、神社仏閣を壊しているということであるが、前代未聞である。

一 3 宣教師は、その教義やいろいろな知識をもって人々

に布教し、人々は自分の意思で信者になつていと秀吉公は思われていたが、右のように(強制的に信者をふやしたり)、日本の仏教を破壊したりしていることはけしからぬことであり、これでは宣教師を日本においておくことはできない。したがって今日より二〇日間以内に準備をして帰国するように。

一 4 黒船(ここではポルトガル船)については商売が目的なので特別である。以後、年月を経てもいろいろと売買をするように。

天正十五(一五八七)年六月十九日

(松浦文書)

武家諸法度(元和令)

一 文武弓馬ぶんぶきゅうばの道(学問と武道)に、ひたすら励むようにせよ。

一 6 諸国の居城きよじょうはたとえ修理であつても必ず幕府に報告せよ。まして、新規に築城することは嚴重に禁止する。

(『御触書寛保集成』)

武家諸法度(寛永令)

一 2 大名・小名だいまやう しょうみやうが国元と江戸とを参勤交代さんきんこうたいするよう定めるものである。毎年夏の四月中に江戸へ参勤せよ。参勤の際の大名の従者の人数が、近年たいへん多くなっている。これは領国や郡の無駄な出費であり、また領民の負担となる。以後は、各自の格式に応じて従者を減らすこと。

一 17 五〇〇石積み以上の船をつくることは禁止する。

(『御触書寛保集成』)

禁中並公家諸法度

- 一 1 天皇がおさめなければならぬ諸芸能の第一は政治・統治の学問である。
- 一 2 朝廷での序列は、摂家せつけのなる三大臣、その下に親王しんのう(宮家)と定める。
- 一 7 武家に与える官位は、公家の在官者とは別に独自に扱うこととする。
- 一 16 紫衣しえを許される寺の住職は、以前はきわめて少なかった。しかし、近頃はみだりに勅許ちよつきよされている。これは

僧侶の序列を乱し、官寺の名誉を汚すもので、はなはだ
けしからぬことである。

(『大日本史料』)

寛永十二年禁令

- 一 1 外国へ日本の船を派遣することは嚴重に禁止する。
- 一 2 日本人を外国へ渡航させてはならない。もし、密航する者があれば、その者は死罪、船と船主は留めおいて幕府へ報告すること。

(『教令類纂』)

寛永十六年禁令

一 日本国が禁止しているキリスト教について、禁止と知りながらキリスト教をひろめる者が今でもひそかに日本へやって来ている。

……今後、ポルトガル船の来航はこれを禁止する。これ以後来航してきた場合は、その船を破壊し、乗組員は即座に処刑する旨、(将軍が)命じられた。

(『御当家令条』)

村々への法令

- 一 1 祭礼さいれいや仏事ぶつじなどを華美におこなってはならない。
- 一 2 男女の衣類については、以前からの法令で定められているように、庄屋しょうやは絹紬きぬつむぎ・麻布あし・木綿もめんを着てもよい。それ以外の百姓は、麻や木綿のみを着ること。麻や木綿以外は、えりや帯などであっても用いてはならない。
- 一 3 婚礼に、籠や馬などの乗物を使用してはいけない。
- 一 4 身分にふさわしくない家は、今後つくってはならない。

- 一 5 幕領・大名領ともに、本田畑にはたばこを栽培してはいけない。
- 一 6 荷物を運ぶ馬の鞍くらに、毛氈もうせんをかけて馬に乗ってはいけない。
- 一 7 来春から村々において、その村を支配する領主や代官は、木の苗を植え、造林をするように百姓に指示すること。

(『御当家令条』)

田畑永代売買を禁ずる法令

一^三 暮らし向きのない百姓は、田地を買い取ってますます裕福になり、生活の苦しい百姓は田畑を売却せざるをえず、さらに暮らし向きが成り立たなくなるので、今後、田畑の売買は禁止する。

(『御触書寛保集成』)

武家諸法度(天和令)

一 1 学問・武芸・忠孝に励み、礼儀を正しくするようにせよ。

一 12 (実子のいない大名だいまやうの)養子は同姓(一族)の者から、ふさわしい者を選び、もしふさわしい者がいない場合は、(候補の者の)由緒ゆいしよをたしかめ、大名自身が生きていらうちに報告せよ。五〇歳以上・一七歳以下の大名が臨終りんじゆうにのぞんで養子を決める場合でも、他の一族がよく当人の資質を調べた上で養子に立てるようにせよ。たとえば、実

の子でも、筋道の違う者は跡継ぎに立ててはならない。

付則、じゆんし 殉死はいつそう厳しく禁止する。

(『御触書寛保集成』)

上げ米の令

將軍直属の旗本はたもととして召し抱えられている御家人(家臣)は、將軍の代を重ねるごとにだんだん数が増えた。幕府の貢租こうそ収入も前よりは多くなつたが、切米きりまい・扶持ふちその他主要な経常支出の支払高と比べれば、結局毎年不足である。：

：そのため、代々このような沙汰さたはなかつたことであるが、万石以上の大名より米を上納するよう命じようとお考えになつた。そうしなければ御家人のうち数百人に暇をとらせるより他はないので、恥辱ちじよくもかえりみずお命じになつたも

のである。石高一万石について米百石の割合で上納せよ。
…この上げ米の代わりとして江戸滞在を半年ずつ免除さ
れるので、くにもと国元でゆっくり休息するようにとの仰せである。

(『御触書寛保集成』)

身分社会への批判

各自が耕作して子を育て、子が大人になり一生懸命耕作して親を養い、また、その子を育て、一人がこれをおこなえばみんながこれをおこない、奪い取る者がないので奪い取られる者もない。天地と人々は常に一緒に、天地が誕生すると(陽が昇れば)、人々は耕作を始める。これ以外に一切の隠しことはない。これが自然の世の様子である。

(『自然真営道』)

海防論

今の世のならいでは、外国船の入港は長崎に限られており、別の港へ入港することはまったくないと思われる。……今、長崎に嚴重に大砲を備えているけれども、（江戸の入口にあたる）安房や相模の港にはその備えがない。このことはたいへん疑問である。よく考えてみれば、江戸の日本橋から、中国・オランダまで境のない水路でつながっている。それなのに、江戸の防衛に備えないで長崎だけを防備するのはなぜだろうか。

（『海国兵談』）

異国船打払令

もともとイギリスに限らず、南蛮^{なんぼん}・西洋の国々は、日本で禁止している邪教^{じやくきよう}のキリスト教国であるから、今後どこ
の海辺の村においても外国船が乗り寄せてきたことを発見
したならば、その場に居あわせた人々で、有無をいわず
ただちに打ち払いなさい。逃げた時には追跡船を出す必要
はなく、そのままにしておいてよいが、もし、強引に上陸
したならば、捕縛し、または打ち殺してもかまわない。：
：迷うことなく打ち払うことを心がけ、時機をのがさない

ように処置することが大切であるので、油断することのな
いよう申しつける。

(『御触書天保集成』)

人返しの法

- 一 1 村に居住する者が所帯をたたんでやって来て、江戸の人別帳にんべつちように登録することは、以後、絶対してはいけない。
- 一 5 近頃、江戸へ入り込み、裏店うらだななどを借りている者の中には、妻子もなく一年契約の奉公人ほうこうにん同様の者がいるであらう。そのような者は、ただちに村へ呼び戻すようにせよ。

(『牧民金鑑』)

株仲間の解散

菱垣廻船積問屋共ひがきかいせんつみどんやからこれまで毎年冥加金みょうがきんを金一万二〇

〇両ずつ上納してきたが、問屋たちが不正をしているという風聞もあるので、以後上納には及ばないこととする。であるからには、今後、積問屋仲間の株札かぶふだはもちろん無効とし、また、問屋仲間とか、組合くみあいなどと唱えてはならない。

この点は、これまで上方から菱垣廻船で積んできた品々はもちろん、どの国から送られて来た品々についても、仲間仲間に加入していない者でも誰でも、問屋を通さず直接江戸市

中へと販売することは自由である。また諸大名などの専売品やその他すべて、江戸に送られてくる品物を、問屋だけでなく、大名(藩邸)に出入りする商人が直接受け取り、市中で売りさばくことも、これまた自由とする。

(『江戸町触集成』)

貿易論

日本は海で囲まれた国であるから、渡海・運送・交易は、もともと将軍がつとめるべき職務の中でも第一の国務であり、万国へ船を派遣して、日本に必要な産物、金・銀・銅を手に入れて輸入し、国力を充実させることは海国の備えとして当然の方法である。自国の力をもって国を治めるばかりでは、国力はしだいに弱まり、その衰弱がみな農民に負担をかけ、農民が毎年衰え減少するのは当然の流れである。

（『経世秘策』）

オランダ国王の開国勧告

よくよく今までの時代状況を考えれば、世界の人々は隔てなく交じわるようになり、その勢いはとどめることができない。蒸気船が発明されてから遠い国でも近い国のように通交ができるようになった。このように互いに友好関係をつくろうとしている時に、一国だけ、鎖国きこくをして万国と通交しないのは人々が好む所ではない。あなたの国（日本）の長年にわたる法律で外国と通交することを厳禁しているのは、ヨーロッパでもよく知られている。……しかし、こ

ここに殿下(十二代家慶)に丁寧(ていねい)に忠告(ちゆうこ)しておきたい。

(『通航一覽統輯』)

日米修好通商条約

第三条 下田・箱館港のほか、つぎに記す場所を左の期日より開港する。

神奈川……一八五九年七月四日

長崎……右と同じ

新潟……一八六〇年一月一日

兵庫……一八六三年一月一日

……神奈川港を開いた六カ月後に下田港は閉鎖することとする。この第三条の中に記載した各地においてはアメ

リカ人に居住を許可する。……日米双方の国民は、品物を売買することはすべてさしつかえない。その貿易の仕方については日本の役人は干渉しない。

第四条 日本で輸出入する品物はすべて、別冊の通り(別につくる「貿易章程」しやうていの規定通り)日本の役所へ関税をおさめる。

第六条 日本人に対し罪を犯したアメリカ人は、アメリカ領事裁判所において取調べの上、アメリカの法律によって処罰する。アメリカ人に対して罪を犯した日本人は、

日本の役人が取調べた上で、日本の法律によって処罰する。

(『大日本古文書 幕末外国関係文書』)

王政復古の头号令

内大臣徳川慶喜よしのぶがこれまで天皇から御委任よしのぶされていた政権を返上し、將軍職を辞退したいという二つの申し出を、(天皇は)このたびきっぱりとお聞き入れになられた。それにしても、嘉永六(一八五三)年のペリー来航以来、いまだかつてなかった国難こくなんが続き、先の孝明天皇こうめいが毎年大御心おおみこころを悩ませられていた事情は人々の知るところである。そこで明治天皇めいじはお考えを決められて、王政復古、国威回復こくゐの御基本を確立されたので、今からは摂政せつしょう・関白かんぱく・幕府などを

廃止し、ただちにまず仮にそうさい総裁・ぎじょう議定・さんよ参与の三職をおかれ、天下の政治をおこなわれることになった。すべて神武じんむ天皇が建国の業を始められたのにもとづき、公卿くぎょう・武家・てんじょうびと殿上人・一般人の区別なく正当な論議をつくし、国民の喜びと悲しみをともにされるお考えなので、それぞれが努力し、従来のおごり怠けた悪習を洗い流し、忠義をつくして国に報いる誠の心をもって奉公するようにせよ。

(『法令全書』)

五榜の揭示

第一札の定 一、人として五倫ごりんの道を守ること。一、夫や妻をなくした人、身寄りのない人、身体障害者や病人を助けなさい。一、人殺し、放火、盗みなどの犯罪をおこなってはならない。

第二札の定 何事においてもよくないことを大勢で相談することを徒党とどうといい、徒党して実力に訴えることを強訴ごうそといい、あるいは人々が相談して居住している町や村から退却するのを逃散ちようさんといって、すべて禁止されているこ

とである。

第三札の定 キリシタンや世に害毒を流す宗教は禁止する。

第四札の覚 ……これからはみだりに外国人を殺傷するよ

うなことをおこなう者は、天皇の命令にも背き、日本の

国難をかもし出すことにもなり……

第五札の覚 ……密かに現状の様子を探り、みだりに人民

が居住している所から離脱することは厳禁するものである。

(『法令全書』)

五箇条の誓文

- 一 広く会議を開いて、すべての重要な政務は人々の意見をまとめて決定すべきである。
- 一 上の者も下の者も心一つにして、経済や財政を発展させて国をおさめよ。
- 一 公家・武家が一体となって庶民にいたるまで、各自の意思を大切にし、人々の心があきないようにする必要がある。
- 一 昔からの悪い習慣をやめ、万国公法(国際法)によって

開国和親するなど世界の常識に従うこと。

一 知識を世界に求め、天皇の政治をさかんにしなければ
ならない。

(『法令全書』)

徴兵告諭

ところが明治維新になって、諸藩が領土をお返しになり、明治四（一八七二）年になって昔の郡県制に戻った。世襲し、働かずに生活している武士は俸禄ほうろくを減らし、脱刀を許し、四民にようやく自由の権利を持たせようとしている。これは上下の身分をなくし、人権を平等にする方法で、とりもなおさず武士と農民を一体化する基礎である。そうして士はこれまでの士ではなく、民はこれまでの民ではなく、等しく天皇を戴く国の民である以上、国のために尽くす道は

同じで分かれている訳ではない。およそ天地の間にあるもので一つとして税のかからないものはない。その税を国費にあてる。したがって、人間たるものは全能力をささげ、国に報いるべきである。西洋人はこれをけっぜい血税とよぶ。その生血で国に報いるという意味である。

(『法令全書』)

学事奨励に関する太政官布告——被仰出書

人々が自分でその身を立て、生計を立てて家業を盛んにして、その一生を成就させるものは他でもなく、身を修め、知識を広め、才能、技芸を伸ばすことによるものである。そして、その身を修め、知識を広め、才能・技芸を伸ばすのは、学ばなければ不可能である。これが学校を設置する理由で、……人間はよくその才能に応じ、勉励して学問に従い、それから後に暮らしの道を立て、資産を増やし、事業を盛んにすることができる。したがって、学問は身を立

てる資本ともいふべきものであつて、人間たるもの、誰が学ばないでよいということがあろうか。……今からのち一般の人民（華族・士族・農工商および婦女子）についてはすべての村で子どもを学校へ行かせない家があつてはならず、家に学校へ行かない人がないようにしたい。人の父兄たる者はよくこの趣意を認識して、子弟を愛育する気持ちを厚くし、子弟を必ず学校に通わせるようにしなくてはならぬ。上級の学校については、各人の才能に任せるが、幼い子供たちを男女ともに小学校に通わせないことは、父兄の

罪となる。

(『法令全書』)

民撰議院設立の建白

私どもが謹んで現在政権がどこにあるかを考えてみますと、上は皇室にもなく、下は人民にもなく、ただ官僚に独占されています。……法律・命令があまりにも多く、朝出では夕方には改まるありさまで、政治は私情によつてなされ、賞罰はその人に対する愛憎で決まり、言論の道がふさがれ、困苦のありさまを訴えることもできません。……私どもは愛国の心をおさえることができませぬ。そこでこれを救う方法をたずね求めてみましたが、ただ天下の世論を

さかんにするほかはありません。天下の世論をさかんにするには、民撰議院を立てるしかありません。すなわち、官僚の権力を制限しえてこそ、上下の者が安全と幸福を受けることができるとでしょう。つぎにこの事情を述べましょう。そもそも人民の中で政府に対し租税そぜいを払う義務をもつ者は、同時にその政府のことに関知し、その是非を論ずる権利をもっています。

(『日新真事誌』)

保安条例

第四条 皇居こしうきよや天皇が旅に出た時に宿舎とするところから三里（一二キロメートル）以内に住む者や他の家に身を寄せる者で、内乱をたくらんだり、人をそそのかしたり、治安を乱す恐れがあると認められる時は、警視総監か府県の知事は内務大臣の承認を受け、期日・時間を決めて退去することを命じ、最大で三年間、その場所に入居したり、他家へ身を寄せたり、住むことを禁止することができる。

（『官報』）

大日本帝国憲法

第一条 大日本帝国は万世ばんせい一系いつけいの天皇が統治する。

第三条 天皇は神聖しんせい不可侵かしんで責任を追求されない。

第四条 天皇は国家の元首げんしゅとして統治権を掌握し、この憲法の条文によって統治する。

第八条 天皇は公共の安全を維持し、その災いを避けるため、緊急の必要によって帝国議会閉会中に法律にかわる緊令を発布できる。

第十一条 天皇は陸・海軍の最高指揮権をもつ。

第十二条 天皇は陸海軍の編制と常備兵額を定める。

第二十九条 日本臣民は法律の範囲内において、言論・著作・印刷・発行・集会・結社の自由をもつ。

第三十三条 帝国議会は貴族院と衆議院の両院で成立する。

第五十五条 国務大臣は天皇を補佐し、責任を負う。

第七十条 公共の安全を保つために緊急の必要がある場合、内外の状況を考へて政府が帝国議會を召集することができな^{ちよくれい}い時は、勅令によつて財政上必要とされることを行うことができる。

民法

第七百四十九条 家族は戸主の意に反して自分の住所を定めてはいけない。

第七百五十条 家族が婚姻や養子縁組をおこなう時には戸主の同意を得なければならない。

第九百七十条 相続人となる家族の子と法律上同列以下にある血族、すなわち子・孫・甥^{おい}・姪^{めい}は左の規定によって家督相続人となることができる。

一 親等の異なる者がいる時には、相続人に近い者が先

になる。

二 親等の同じ者にあつては男が先になる。

(『官報』)

『時事新報』の「脱亜論」

現在、日本の国際的立場を高めるためには、日本は、中国や朝鮮が開明するのを待って共同してアジアを興隆させる時間がない。むしろ、アジア諸国の共同行動から離れ、西洋の文明国と共同歩調をとり、中国や朝鮮に対する政策も隣国だからといって特別の思いやりをかけることなく、ヨーロッパ人がアジアへ向かっておこなうような方法を採用すべきである。悪友と親しくする者は、同じような悪名を免がれることができない。日本は心からアジアの悪友と絶

交しなければならぬ。

第三次桂内閣初閣議での桂の発言

そもそも憲法の重要な内容として、内閣の大臣に輔弼ほひつの責任があることは、火を見るように明らかで、少しの疑いもないところであるが、従来の慣行で、政治的事案を閣外の元勳げんくんらに相談することを、ほとんど後進の大臣の先輩に対する礼儀と考えており、元勳に責任を負わせて大臣みずからの任務を忘れてしまっているようなところがある。：

このため私(桂)太郎が(内閣総理大臣に)就任するにあた

つて深く考え、そのことを聡明な元勳らに訴えたところ、深くこれを理解いただき、これからは大臣たちが進んでその弊害を廃するようにし、元勳もまたそうならないようになり、互いに誓い合った。

(桂太郎関係文書)

二十一カ条の要求

第一号 ……第一条 中国政府は、ドイツが山東省さんとうに関して条約などによって中国に対してもっていたすべての権利・利益を譲り渡すなどの処分について、日本国政府がドイツ国政府と協定するすべての事項を承認することを約束する。

第二号 日本国政府と中国政府は、中国政府が南満洲みなみまんしゅう・東部内蒙古ないもうちょうにおいて日本国が他国より優越した地位を占めていることを承認したことを受けて、ここに左のよう

な条項を締結した。

第一条 両締約国は、旅順・大連の租借期限と南満洲
鉄道・安奉線あんほうせんの両鉄道の租借期限を、さらに九九年延
長することを約束する。

第五号 一、中国の中央政府に政治・財政および軍事顧問
として有力な日本人を雇い入れること。

（『日本外交年表並主要文書』）

吉野作造の民本主義

民本主義という文字は、日本語としてきわめて新しい使用例である。以前は、民主主義という語で一般的に表現されていたようである。時には、民衆主義とか、平民主義とかいわれていたこともある。しかし、民主主義というと、社会主義を目指す社会民主党などという場合があるように、「国家の主権は人民にある」という危険な学説と混同されやすい。……この民主主義という言葉は今日の政治や法律などの学問上では、少なくとも二つの異なった意味に使われ

ているようである。一つは「国家の主権は法理論上、人民にある」という意味であり、もう一つは「国家の主権の活動の基本的目標は政治上人民にあるべきだ」という意味に使用されている。この第二の意味に使用される時、我々はこれを民本主義と訳すのである。

（『中央公論』一九一六（大正五）年一月号）

治安維持法

治安維持法（一九二五年）

第一条（天皇制の）国家体制を変え改め、または、私有財産制度を否定するという目的のために、政治結社けっしやを組織し、または、そのような目的の結社だという事情を知つていながら加入した者は、一〇年以下の期限で、懲役ちやうえぎか禁錮きんことする。

（『官報』）

改正治安維持法（一九二八年）

第一条 天皇制の国家体制を変え改めることを目的として
政治結社を組織した者、または結社の役員や指導者とし
ての任務をおこなった(担当した)者は、死刑または無期
もしくは五年以上の懲役、または刑務所に拘禁すること
とする。…私有財産制度を否認することを目的として
政治結社を組織した者、結社に加入した者または結社の
目的を実現しようとする行動をとった者は、十年以下の
懲役か刑務所に拘禁する。

(『官報』)

国家総動員法

第一条 本法律において国家総動員とは、戦時（戦争に準じる事変^{じへん}の場合も含む、以下も同じ）に際して、国防目的を達成するため、国の全力をもっとも有効に発揮できるよ
うに、人的資源や物的資源を統制・運用することをいう。

第四条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、勅令^{ちよくれい}が定めるところにより、帝国の臣民^{しんみん}を強制的に動員して、総動員の業務に従事させることができる。

第八条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、

勅令が定めるところにより、総動員物資の生産、修理、配給、譲渡やその他の処分、使用、消費、所持、移動に關して必要な命令をおこなうことができる。

第二十条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、勅令が定めるところにより、新聞紙その他の出版物の掲載を制限・禁止することができる。

(『官報』)

ポツダム宣言

六 我々(連合国)は無責任な軍国主義が世界より追い払われるまでは、平和、安全および正義のある新秩序ができません。あがらないと主張しているので、日本国の国民をだまし、国民を世界征服に動員しようとし、その誤りを犯させた者の権力や勢力は、永久に取り除かれなければならない。

十 我々(連合国)は日本人を民族として奴隷とれいのようにし、また日本国民を滅亡させようとする意志をもつてはいないが、我々(連合国)の捕虜ほりよを虐待ぎやくたいした者を含むすべての

戦争犯罪人に対しては、嚴重な処罰を加えることとする。日本国政府は日本国民の間に民主主義的傾向が復活・強化するためのすべての障害を取り除くこととする。言論・宗教・思想の自由、ならびに基本的人権の尊重は確立される。

十二 前に記した目的が達成され、かつ日本国民の自らの意志によって、平和を目指す責任ある政府が樹立された時には、連合国の占領軍は日本からすぐに撤退しなければならぬ。

十三 我々(連合国)は日本国政府がただちにすべての日本
国軍隊の無条件降伏を宣言し、そのような行動における
日本国政府の誠意について適当で十分な保障を提供する
ことを日本政府に要求する。無条件降伏以外の日本国の
選択はすみやかで完全なる日本国の壊滅だけである。

(『日本外交年表並主要文書』)

時代区分	年代	出来事
弥生	57年	倭の奴国王の使者が後漢の都洛陽におもむき、光武帝より印綬を受ける（『後漢書』東夷伝）。
	239年	邪馬台国の卑弥呼が魏に使いを送り、「親魏倭王」の称号と金印、多数の銅鏡などを贈られる（『魏志』倭人伝）。
古墳	391年	倭が高句麗と交戦（広開土王碑の碑文）。
	538年	欽明天皇の時に百済の聖明王から仏像や経論が伝えられる（仏教伝来、『上宮聖徳法王帝説』）。※552年説（『日本書紀』）もある。
飛鳥	593年	推古天皇のもと、厩戸王が政務に参加する。
	603年	個人の才能・功績に対して冠位を与える冠位十二階を制定。

別紙 1-2-1

別紙 1-2-2

時代区分	年代	出来事
弥生	年	倭の奴国王の使者が後漢の都洛陽におもむき、光武帝より印綬を受ける（『後漢書』東夷伝）。
	年	邪馬台国の卑弥呼が魏に使いを送り、「親魏倭王」の称号と金印、多数の銅鏡などを贈られる（『魏志』倭人伝）。
古墳	年	倭が高句麗と交戦（広開土王碑の碑文）。
	年	欽明天皇の時に百済の聖明王から仏像や経論が伝えられる（仏教伝来、『上宮聖徳法王帝説』）。※552年説（『日本書紀』）もある。
飛鳥	年	推古天皇のもと、厩戸王が政務に参加する。
	年	個人の才能・功績に対して冠位を与える冠位十二階を制定。

		史料の現代語訳	重要年代チェック	歴史資料
重要年代を確認 重要年代チェック				
全表示		年代チェック		事項チェック
時代区分	年代	出来事		
弥生	57年	倭の <input type="text"/> の使者が後漢の都洛陽におもむき、光武帝より印綬を受ける（ <input type="text"/> 東夷伝）。		
	239年	邪馬台国の <input type="text"/> が魏に使いを送り、「 <input type="text"/> 」の称号と金印、多数の銅鏡などを贈られる（ <input type="text"/> 倭人伝）。		
古墳	391年	倭が <input type="text"/> と交戦（広開土王碑の碑文）。		
	538年	欽明天皇の時に <input type="text"/> の聖明王から仏像や経論が伝えられる（仏教伝来、『上宮聖徳法王帝説』）。※552年説（『日本書紀』）もある。		
飛鳥	593年	推古天皇のもと、 <input type="text"/> が政務に参加する。		
	603年	個人の才能・功績に対して冠位を与える <input type="text"/> を制定。		

🏠	史料の現代語訳	重要年代チェック	歴史資料
教科書関連資料 歴史資料			
			
p.10	[動画] 貝塚		🔗
p.79	[動画] 荘園図		🔗
p.87	[画像] 一遍上人絵伝 (巻7)		🔗
p.89	[画像] 浴中浴外図屏風		🔗
p.91	[動画] 鎌倉街道と切通		🔗
p.98	[画像] 伯耆国東郷荘の地下中分図 (模写)		🔗
p.139	[動画] 鉄砲伝来		🔗
p.149	[画像] 南蛮屏風		🔗
p.155	[文字資料] 武家諸法度 (元和令)		🔗
p.157	[文字資料] 武家諸法度 (寛永令)		🔗

別紙 1-3-1

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
10	自社ページ	自社ページ URL	貝塚を紹介する動画	別紙 2
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403008_00000		外部リンク
79	自社ページ	自社ページ URL	荘園図を紹介する動画	別紙 3
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403021_00000		外部リンク
87	自社ページ	自社ページ URL	一遍上人絵伝(巻7)の全体図	別紙 4
89	自社ページ	自社ページ URL	『洛中洛外図屏風』右隻の全体図	別紙 5
91	自社ページ	自社ページ URL	鎌倉街道と切通を紹介する動画	別紙 6
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403026_00000		外部リンク
98	自社ページ	自社ページ URL	「伯耆国東郷荘の下地中分図(模写)」の全体図	別紙 7
139	自社ページ	自社ページ URL	鉄砲伝来を紹介する動画	別紙 8
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403060_00000		外部リンク

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
149	自社ページ	自社ページ URL	『南蛮屏風』左隻・右隻の全体図	別紙 9
155	自社ページ	自社ページ URL	武家諸法度(元和令)の全文	別紙 10-1 別紙 10-2
157	自社ページ	自社ページ URL	武家諸法度(寛永令)の全文	別紙 11-1 別紙 11-2
177	自社ページ	自社ページ URL	武家諸法度(天和令)の全文	別紙 12-1 別紙 12-2
240	自社ページ	自社ページ URL	富岡製糸場を紹介する動画	別紙 13
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310125_00000		外部リンク
252	自社ページ	自社ページ URL	大日本帝国憲法の全文	別紙 14-1 別紙 14-2
269	自社ページ	自社ページ URL	二十一カ条の要求の全文	別紙 15-1 別紙 15-2
271	自社ページ	自社ページ URL	米騒動を紹介する動画	別紙 16
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403083_00000		外部リンク

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
276	自社ページ	自社ページ URL	関東大震災を紹介する動画	別紙 17
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403088_00000		外部リンク
284	自社ページ	自社ページ URL	八幡製鉄所を紹介する動画	別紙 18
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403080_00000		外部リンク
314	自社ページ	自社ページ URL	戦時下の生活を紹介する動画	別紙 19
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403091_00000		外部リンク
330	自社ページ	自社ページ URL	日本国憲法の全文	別紙 20-1 別紙 20-2
337	自社ページ	自社ページ URL	サンフランシスコ平和条約の全文	別紙 21-1 別紙 21-2
342	自社ページ	自社ページ URL	日米相互協力及び安全保障条約の全文	別紙 22-1 別紙 22-2
342	自社ページ	自社ページ URL	安保闘争を紹介する動画	別紙 23
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403099_00000		外部リンク

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
354	自社ページ	自社ページ URL	石油危機を紹介する動画を紹介する動画	別紙 24
	NHK for School	https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005403102_00000		外部リンク

利用規約

本サイトのコンテンツは、教科書または副教材の参考教材として **会社名掲載** (以下当社という) が用意したものです。学校内での授業や自宅学習などの用途以外での利用はご遠慮ください。

著作権について

本サイトおよびリンク先のサイトに掲載されているコンテンツ（文章、写真、図表、画像、音声、映像など）の著作権および著作者人格権は、当社または各コンテンツの権利者に帰属しています。これらのコンテンツの複製、改変、公衆送信（送信可能化を含む。）、上映、頒布（譲渡・貸与）、翻案、翻訳などは、著作権法で認められる場合を除き、当社および各コンテンツの権利者から事前の許諾を得ることなく行うことはできません。また、（許可のない）本サイトへのリンクについてはご遠慮ください。

免責事項

当社は、本サイトの内容に関して、その正確性、および利用者のいかなる利用目的への適合性・妥当性について保証するものではありません。また、当社および他の著作者・制作者は、本サイトに關し、利用者が生じた、損害、損失、請求その他の責任についても一切責任を負いません。

その他

本サイトは、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更または終了することがあります。本サイトにおいて外部サイトへのリンクを掲載することがありますが、当社はリンク先の外部サイトの内容等には責任を負いません。

また、本サイトの利用に際してコンテンツ使用料は発生しませんが、通信料がかかります。

本サイトを利用することで、上記について確認し同意したものとみなします。

会社名掲載

コピーライト掲載



NHK for School

貝塚



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.10

貝塚

YJHE103300
提供元 : NHK for School



NHK for School

莊園図



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.79

莊園図

YJHE103400
提供元 : NHK for School



一遍上人絵伝（巻7）

 全面モード

(教科書名入る) p.87

一遍上人絵伝（巻7）

YJHA110300
提供元：東京国立博物館 (CoBase)





洛中洛外図屏風右隻全体

☒ 全画面モード

(教科書名入る) p.89
洛中洛外図屏風
YJHA110400
提供元：米沢市 (1.杉浦物部)



NHK for School 鎌倉街道と切通



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.91
鎌倉街道と切通

YJHE103500
提供元：NHK for School



伯耆国東郷荘の下地中分図全体

☒ 全画面モード

(教科書名入る) p.98

伯耆国東郷荘の下地中分図 (模写)

YJHA110500
提供元: 東京大学史料編纂所





NHK for School
鉄砲伝来



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.139

鉄砲伝来

YJHE103600

提供元：NHK for School



南蛮屏風左隻

🗨️ 全画面モード

(教科書名入る) p.149

南蛮屏風

YJHA110600
提供元：神戸市立博物館



武家諸法度 (元和令)



右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
TXTファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 3.92K)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🖥️ 全画面モード

(教科書名入る) p.155

武家諸法度 (元和令)

YHD107000

武家諸法度（元和令）

- 一 (1) 文武弓馬ノ道、専(もっぱ)ラ相嗜(あいたしな)ムベキ事。
文ヲ左ニシ武ヲ右ニスルハ、古(いにしえ)ノ法也、兼ネ備ヘズンバアルベカラズ、弓馬ハ是(こ)レ武家ノ要枢(ようすう)也、兵ヲ号シテ凶器ト為ス、已(や)ムコトヲ得ズシテ之ヲ用ユ、治ニモ乱ヲ忘レズ、何ゾ修鍊ヲ励マサザランヤ。
- 一 (2) 群飲佚遊(ぐんいんいつゆう)ヲ制スベキ事。
令條ニ載スル所ノ嚴制殊(こと)ニ重シ、好色ニ耽(ふけ)リ、博奕(ばくえき)ヲ業トスルハ是レ亡国ノ基(もと)也。
- 一 (3) 法度ヲ背(そむ)ク輩(ともがら)、国々ニ隠シ置クベカラザル事。
法ハ是レ礼節ノ本也、法ヲ以テ理ヲ破リ、理ヲ以テ法ヲ破ラザレ、法ニ背クノ類、其(そ)ノ科(とが)輕カラズ。
- 一 (4) 国々ノ大名、小名并(ならび)ニ諸給人、各々相抱(かか)ユルノ士卒、叛逆(ほんぎやく)ヲ為シ殺害人(せつがい)ノ告ゲ有ラバ、速(すみ)ヤカニ追ヒ出スベキ事。
夫(そ)レ野心ヲ挟ムノ者ハ、国家ヲ覆(くつがえ)スノ利器、人民ヲ絶ツノ鋒劍(ほうけん)タリ。豈(あ)ニ允容(いんよう)スルニ足ランヤ。
- 一 (5) 自今(じこん)以後、国人ノ外(ほか)、他国ノ者ヲ交ヘ置クベカラザル事。
凡(およ)ソ国ニ因(より)テ其ノ風是レ異ナリ、或(あるい)ハ自国ノ密事ヲ以テ他国ニ告ゲ、或ハ他国ノ密事ヲ以テ自国ニ告グルハ佞媚(ねいび)ノ萌(きざ)シ也。
- 一 (6) 諸国居城修補ヲ為スト雖(いえど)モ、必ズ言上(ごんじょう)スベシ。況(いわ)ンヤ新儀ノ構堂(こうえい)堅ク停止(ちようじ)令(せし)ムル事。
城百雉(ひゃくち)ニ過グルハ、国ノ害也。壘ヲ峻(たか)クシ隍(からぼり)ヲ浚(ふか)クスル、大乱ノ本也。
- 一 (7) 隣国ニ於テ、新儀ヲ企テ、徒党ヲ結ブ者之(これ)有ラバ、早ク言上(ごんじょう)致スベキ事。
人皆党有り、亦(また)達スル者ノ少ナシ、是ヲ以テ或ハ君父ニ順(したが)ハズ、乍(たちま)チ隣里ニ違フ、旧制ヲ守ラズ、何ゾ新儀ヲ企テンヤ。
- 一 (8) 私ニ婚姻ヲ締(むす)ブベカラザル事。
夫(そ)レ婚合ハ陰陽和同ノ道也、容易(たやす)クスベカラズ、□ ([日+癸] けい)ニ日(いわ)ク寇(あだ)ニ匪(あら)ズンバ婚媾(こんこう)シテン、志将(まさ)ニ通ゼントス、寇(あだ)スル則(とき)ハ時ヲ失フ、桃夭(とうよう)ニ日ク、男女ハ正シキヲ以テシ、婚姻ハ時ヲ以テス、国ニ鰥民(かんみん)無シ也、縁ヲ以テ党ヲ成スハ、是レ姦謀(かんぼう)ノ本也。
- 一 (9) 諸大名参勤作法ノ事。
続日本紀ノ制ニ日ク、公事ニ預カラズンバ、恣(ほしいまま)ニ己(おのれ)ガ族(やか

ら)ヲ集ムルコトヲ得ザレ、京裡二十騎以上集り行クコトヲ得ズ云(うん)云(ぬん)、然(しかれ)バ則(すなわ)チ多勢ヲ引率スベカラズ、百万石以下二十万石以上二十騎ニ過グベカラズ、十万石以下其ノ相応タルベシ、蓋(けだ)シ公役ノ時ハ其ノ分限ニ随(したが)フベシ。

一 (10) 衣装ノ品、混雜スベカラザル事。

君臣上下各別タルベシ、白綾、白小袖、紫裏、練、無紋ノ小袖、御免(ごめん)無キ衆猥(みだ)リニ着用有ルベカラズ、近代郎從諸卒、綾羅錦繡(りょうらきんしゅう)等ノ飾(かざり)ノ服、古法ニ非ズ甚(はなは)ダ焉(これ)ヲ制ス。

一 (11) 雑人、恣ニ乘輿(じょうよ)スベカラザル事。

古来其ノ人ニ依テ御免無クシテ乗ル家之有リ、御免以後乗ル家之有リ、然(しか)モ近来家郎諸卒ニ及ブマデ乘輿ス、誠ニ濫吹(らんすい)ノ至リ也、向後(きょうこう)ニ於テハ、国大名以下一門ノ歴々ハ御免及バズ乗ルベシ、其ノ外ノ昵近(じっきん)ノ衆并ニ医陰ノ両道或ハ六十以上ノ人或ハ病人等御免以後乗ルベシ、家郎從卒恣ニ乗ラ令(し)ムル者ハ、其ノ主人越度(おちど)タルベシ、但(ただ)シ公家門跡并ニ諸出世ノ衆ハ制限非ズ。

一 (12) 諸国諸侍、儉約ヲ用ヒラルベキ事。

富メル者ハ弥(いよいよ)誇(おご)リ、貧シキ者ハ及バザルヲ恥ヅ、俗ノ凋弊(ちょうへい)此ヨリ甚(はなは)だシキハ無シ、嚴制令(せし)ムル所也。

一 (13) 国主政務ノ器用ヲ撰ブベキ事。

凡(およ)ソ国ヲ治ムルノ道、人ヲ得ルニ在リ、明ラカニ功過ヲ察シ、賞罰必ズ当タル、国ニ善人有ルトキハ、則チ其ノ国弥殷(さかん)ニ、国ニ善人無キトキハ、則チ其ノ国必ズ亡(ほろ)ブ、是レ先哲ノ明誠(めいかい)也。

右、此ノ旨ヲ相守ルベキ者也。


慶長二十年卯七月 日

一 自今以後、国人ノ外、他国ノ者ヲ交ヘ置クベカラザル事。

一 諸大名参勤作法ノ事。



此ニケ條元和元年七月ノ御法度ニ載ト云トモ、寛永六年九月 台徳院殿評議アリテ此ニケ條ヲ除カル。

武家諸法度 (寛永令)

TXT  右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
TXTファイルをダウン
ロードしてください。

 個別ダウンロード (テキストファイル / 3.06KB)



 プレビュー  ダウンロード  全画面モード

(教科書名入る) p.157

武家諸法度 (寛永令)

YJHD107100

武家諸法度（寛永令）

- 一 (1) 文武弓馬ノ道、専(もっぱ)ラ相(あい)嗜(たしな)ムベキ事。
文ヲ左ニシ武ヲ右ニスルハ、古(いにしえ)ノ法也、兼ネ備ヘズンバアルベカラズ、弓馬ハ是(こ)レ武家ノ要枢(ようすう)也、兵ヲ号シテ凶器ト為ス、已(や)ムコトヲ得ズシテ之ヲ用ユ、治ニモ乱ヲ忘レズ、何ゾ修鍊ヲ励マサザランヤ。
- 一 (2) 大名小名、在江戸交替、相定ル所也、毎歳夏四月中参勤致スベシ、従者ノ員数近来甚(はなは)ダ多シ、且(かつ)ハ国郡ノ費(ついえ)、且ハ人民ノ劳(ろう)也、向後(きょうこう)其(そ)ノ相応ヲ以テ、之(これ)ヲ減少スベシ、但(ただ)シ上洛ノ節ハ、教令ニ任セ、公役ハ分限ニ随フベキ事。
- 一 (3) 新儀ノ城郭構営(こうえい)ハ堅ク之ヲ禁止ス、居城ノ隍壘(こうるい)・石壁以下敗壞ノ時、奉行所ニ達シ、其ノ旨ヲ受クベキ也、櫓・堀・門等ノ分ハ、先規ノ如ク修補スベキ事。
- 一 (4) 江戸并ニ何(いず)レノ国ニ於テ、仮令(たとえ)何篇ノ事コレ有ルト雖(いえど)モ、在国ノ輩(ともがら)ハ其ノ処ヲ守リ、下知(げち)ヲ相待ツベキ事。
- 一 (5) 何(いず)レノ所ニ於テ刑罰ヲ行フト雖モ、役者ノ外(ほか)ハ出向フベカラズ、但シ檢使ノ左右ニ任スベキ事。
- 一 (6) 新義ヲ企テ、徒党ヲ結ビ、誓約ヲ成スノ儀、制禁ノ事。
- 一 (7) 諸国主并(ならび)ニ領主等、私ノ諍論(そうろん)ヲ致スベカラズ、平日須(すべから)ク謹慎ヲ加フルベキ也。若(も)シ遲滞ニ及ブベキノ義有ラバ、奉行所ニ達シ、其ノ旨ヲ受クベキ事。
- 一 (8) 国主・城主・一万石以上并ニ近習、物頭ラハ、私ニ婚姻ヲ結ブベカラザル事。
- 一 (9) 音信・贈答・嫁娶(かしゅ)ノ儀式或ハ饗応(きょうおう)或ハ家宅當作等、当時甚(はなは)ダ華麗ニ至ル、自今以後、簡略タルベシ、其ノ外万事儉約ヲ用ユベキ事。
- 一 (10) 衣装ノ品混乱スベカラズ、白綾ハ公卿以上、白小袖ハ諸大夫以上之(これ)ヲ聴(ゆる)ス。紫袷、紫裡、練、無紋ノ小袖ハ、猥(みだ)リニ之ヲ着スベカラズ、諸家中ニ至リテ、郎從諸卒ノ綾羅錦繡(りょうらきんしゅう)ノ飾(かざり)ノ服、古法ニ非ズ、制禁令(せし)ム事。
- 一 (11) 乘輿ハ、一門ノ歴々、国主、城主、一万石以上并ニ国大名ノ息、城主暨(およ)ビ侍從以上ノ嫡子或ハ年五十以上、或ハ医陰ノ両道、病人之ヲ免(ゆる)ルス、其ノ外濫吹(らんすい)ヲ禁ズ、但シ免許ノ輩ハ各別也、諸家中ニ至リテハ、其ノ国ニ於テ其ノ人ヲ撰ビ、之ヲ載スベキナリ、公家、門跡、諸出世ノ衆ハ制外ノ事。
- 一 (12) 本主ノ障(さわ)リ之有ル者ノ相拘フベカラズ、若シ叛逆(ほんぎゃく)・殺害人(せつがい)ノ告ゲ有ラバ、之ヲ返スベシ、向背ノ族(やから)ハ或ハ之ヲ返シ、或ハ之ヲ追ヒ出スベキ事。
- 一 (13) 陪臣質人、之ヲ献ズル所ノ者ノ、追放・死刑ニ及ブベキ時ハ、上意ヲ伺フベシ、

若シ当座ニ於テ、遁レ難キ義有リテ、之ヲ斬戮(ざんりく)セバ、其ノ子細(しさい)言上(ごんじょう)スベキ事。

- 一 (14) 知行所務清廉ニ之ヲ沙汰(さた)シ、非法ヲ致サズ、国郡衰弊令(せし)ムベカラザル事。
- 一 (15) 道路・駅馬・舟梁等断絶無ク、往還ノ停滞ヲ致サ令(し)ムベカラザル事。
- 一 (16) 私ノ関所(せきしょ)、新法ノ津留(つとめ)、制禁ノ事。
- 一 (17) 五百石以上ノ船、停止(ちょうじ)ノ事。
- 一 (18) 諸国散在ノ寺社領、古ヨリ今ニ至ルマデ附ケ来ル所ハ、向後取り放ツベカラザル事。
- 一 (19) 万事江戸ノ法度ノ如ク、国々所々ニ於テ之ヲ遵行スベキ事。

右ノ條々、当家先制之旨ニ准ジ、今度潤色シテ之ヲ定メ訖(おわん)又、堅ク相守ルベキ者也。

寛永十二年六月二十一日

御朱印

武家諸法度 (天和令)

T X T



右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
T X T ファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 2.61KB)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🖥️ 全画面モード

(教科書名入る) p.177

武家諸法度 (天和令)

YJHD107200

武家諸法度（天和令）

- 一 (1) 文武忠孝を励(はげま)し、礼儀を正すべき事。
- 一 (2) 参勤交替の儀、毎歳定むる所の時節を守り、従者の員数、繁多(はんだ)に及ぶべからざる事。
- 一 (3) 人馬・兵具等、分限に応じ、相(あい)嗜(たしな)むべき事。
- 一 (4) 新規の城郭構営(こうえい)、堅く之(これ)を止め、居城の隍壘(こうるい)・石壁等敗壞の時は、奉行所に達し、差図(さしず)を受くべき也、櫓・堀・門以下は、先規の如(ごと)く修補すべき事。
- 一 (5) 新規を企て、徒党を結び、誓約を成す、并(ならび)に私の関所、新法の津留(つとめ)、制禁の事。
- 一 (6) 江戸并に何国にて、不慮の儀之有るといふとも、猥(みだり)に懸け集まるべからず、在国の輩(ともがら)は其の所を守り、下知を相待つべき也、何所にて刑罪を行うと雖も、役者の外(ほか)出向くべからず、検使の左右に任すべき事。
- 一 (7) 喧嘩(けんか)口論は謹慎を加ふべし、私の諍論(そうろん)は之(これ)を制禁す、扨(よんどころ)無き子細之あらば、奉行所に達し、その旨を受くべし、何事によらず荷担せしめば、その咎本人より重かるべし、并に本主の障(さわ)り之在るもの、相拘(かか)うべからざる事。
附(つきたり)、頭之有る輩の百姓訴論は、其(その)支配え談合せしめ、之を相濟(すま)すべし、滞(とど)る儀あらば、評定所え之を差出し、捌(さばき)を受くべき事。
- 一 (8) 国主、城主、一万石以上、近習并に諸奉行、諸物頭、私に婚姻を結ぶべからず、惣(すべ)て公家と縁辺を結ぶに於ては、奉行所に達し、差図を受くべき事。
- 一 (9) 音信・贈答・嫁娶(かしゅ)の規式・餐応、或は家宅営作等、其外万事儉約を用ふべし、惣(すべ)て無益の道具を好み、私の奢り致すべからざる事。
- 一 (10) 衣装の品混乱すべからず、白綾は公卿以上、白小袖は諸大夫以上に免許の事。
附、徒(かち)、若党の衣類は羽二重・絹紬・布・木綿、弓・鉄砲の者は紬・布・木綿、其外に至ては、万に布・木綿之を用ふべき事。
- 一 (11) 乘輿は、一門の歴々、国主、城主、一万石以上并に国大名の息、城主及び侍徒以上の嫡子或は年五十以上之を許す、儒・医・諸出家は制外の事。
- 一 (12) 養子は同姓相応の者を撰び、若し之無きにおみては、由緒を正し、存生の内言上致すべし、五十以上十七以下の輩、末期に及び養子致すと雖も、吟味の上之を立つべし、縦(たとえ)、実子と雖も、筋目違たる儀、之を立つべからざる事。
附、殉死の儀、弥(いよいよ)制禁せしむる事。
- 一 (13) 知行所務清廉に之を沙汰し、国郡衰弊せしむべからず、道路・馭馬・橋舟等、断絶無く、往還せしむべき事。
附、荷船の外、大船は先規の如く停止の事。

- 一 (14) 諸国散在の寺社領、古より今に至り附け来る所は、之を取り放つべからず、勿論新地の寺社建立弥之を停止せしむ、若し拠無き子細之有らば、奉行に達し、差図を請くべき事。
- 一 (15) 万事江戸の法度に応じ、国々所々に於て遵行すべき事。
右條々、今度之を定め訖(おわん)ぬ、堅く相守るべき者也。
天和三年七月二十五日



NHK for School

富岡製糸場



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.240

富岡製糸場

YJHE103700

提供元: NHK for School

大日本帝国憲法



T X T

右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
T X Tファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 10.34KB)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🖥️ 全面モード

(教科書名入る) p.252

大日本帝国憲法

Y3HD107300

朕(ちん)祖宗(そそう)ノ遺烈(いれつ)ヲ承(う)ケ万世一系(ばんせいいっけい)ノ帝位ヲ踐(ふ)ミ朕ガ親愛スル所ノ臣民(しんみん)ハ即(すなわ)チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養(けいぶじょう)シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念(おも)ヒ其(そ)ノ康福(こうふく)ヲ増進シ其ノ懿徳良能(いとくりょうのう)ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛(よくさん)ニ依リ与(とも)ニ俱(とも)ニ国家ノ進運ヲ扶持(ふじ)セムコトヲ望ミ乃(すなわ)チ明治十四年十月十二日ノ詔命(しょうめい)ヲ履踐(りせん)シ茲(ここ)ニ大憲(たいけん)ヲ制定シ朕ガ率由スル所ヲ示シ朕ガ後嗣(こうし)及(およ)び臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行(じゅんこう)スル所ヲ知ラシム

国家統治ノ大権ハ朕ガ之(これ)ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕ガ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循(したが)ヒ之ヲ行フコトヲ愆(あやま)ラザルベシ

朕ハ我ガ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有(きょうゆう)ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス

帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集(しょうしゅう)シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ

将来若(もし)此ノ憲法ノ或(あ)ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜(じぎ)ヲ見ルニ至ラバ朕及朕ガ継統(けいと)ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執(と)リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外(ほか)朕ガ子孫及臣民ハ敢(あえ)テ之ガ紛更(ふんこう)ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ

朕ガ在廷(ざいてい)ノ大臣ハ朕ガ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責(せめ)ニ任ズベク朕ガ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順(じゅうじゅん)ノ義務ヲ負フベシ

御名(ぎよめい) 御璽(ぎよじ)

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黒田清隆
枢密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷従道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顕義
大蔵大臣兼内務大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有礼
逓信大臣	子爵	榎本武揚

大日本帝国憲法

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵(おか)スベカラズ

第四条 天皇ハ国ノ元首(げんしゅ)ニシテ統治権ヲ総攬(そうらん)シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ズ

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄(さいやく)ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由(よ)リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ発ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スベシ若(もし)議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但(ただ)シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ズ

第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官(ぶんぶかん)ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但(ただ)シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥(とうすい)ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣(せん)シ和ヲ講ジ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴(かいげん)ヲ宣告ス

2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 天皇ハ爵位(しゃくゐ)勲章(くんしょう)及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス

第十六条 天皇ハ大赦(たいしゃ)特赦(とくしゃ)減刑(げんけい)及復権ヲ命ズ

第十七条 摂政(せつしょう)ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応ジ均(ひとし)ク文武官ニ任ゼラレ及
其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得(う)

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス

- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非(あら)ズシテ逮捕監禁審問(しんもん)処罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルハコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外(ほか)其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルハコトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵(おか)サルハコトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルハコトナシ
- 2 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨(さまた)ゲズ及臣民タルノ義務ニ背(そむ)カザル限(かぎり)ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行(いんこう)集会及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ
- 第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸(ていしょく)セザルモノニ限り軍人ニ準行(じゅんこう)ス

第三章 帝国議會

- 第三十三條 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族(かぞく)及勅任(ちよくにん)セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ
- 第三十七條 凡(すべ)テ法律ハ帝国議會ノ協贊(きょうさん)ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々(おのおの)法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ
- 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得(う)但(ただ)シ其ノ採納ヲ得ザルモノハ同会期中ニ於テ再ビ建議スルコトヲ得ズ
- 第四十一條 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルベシ